

## 野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

R2.10.15

福島県自然保護課

### 1 今回の測定結果

イノシシ10頭のうち2頭、ツキノワグマ3頭のうち2頭が基準値を超過しました。(検体総数13個体)

### 2 これまでに規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村

○はH24.4.1以降調査で、基準値である100Bq/Kgを超えたもの  
△はH24.3.31以前調査で、暫定規制値である500Bq/Kgを超えたもの

鳥獣の種類	規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村	
イノシシ	今回	桑折町○、南相馬市○
	前回まで	福島市○△、二本松市○△、伊達市○△、本宮市○、桑折町○、国見町○、川俣町○△、大玉村○、郡山市○△、須賀川市○△、田村市○△、天栄村△、石川町○、古殿町○、平田村△、三春町○、白河市○△、棚倉町○△、塙町○、矢祭町△、西郷村○△、鮫川村○△、喜多方市○、磐梯町○、北塩原村○、西会津町○、猪苗代町○、会津坂下町○、柳津町○、相馬市○△、南相馬市○△、広野町○、楢葉町○、富岡町○、川内村△、葛尾村○、飯館村○、いわき市○△
ツキノワグマ	今回	福島市○
	前回まで	福島市○△、伊達市○、二本松市○△、本宮市○、桑折町○、国見町○、大玉村○、郡山市○、須賀川市○、白河市○、西郷村○△、会津若松市○、喜多方市○、北塩原村○、磐梯町○、猪苗代町○、柳津町○、昭和村○、会津美里町○、下郷町○、南会津町○
キジ	今回	—
	前回まで	伊達市○、田村市○、相馬市○、南相馬市○
ヤマドリ	今回	—
	前回まで	福島市○、二本松市○、伊達市○、国見町○、川俣町○、郡山市○、田村市○、白河市○、塙町○、相馬市○、南相馬市○、いわき市(久之浜町)○△
カルガモ	今回	—
	前回まで	伊達市○、会津美里町○、南相馬市○、いわき市○
マガモ	今回	—
	前回まで	福島市○、いわき市○
コガモ	今回	—
	前回まで	なし
ニホンジカ	今回	—
	前回まで	西郷村△、檜枝岐村○、猪苗代町○、郡山市○、南会津町○
ノウサギ	今回	—
	前回まで	伊達市○、川俣町△、矢吹町○
<p>●県民への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシの肉について、県内全域においては自家消費を控えるようお願いしています。</li> <li>・ツキノワグマの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)、会津(会津、南会津の地区)においては自家消費を控えるようお願いしています。</li> <li>・キジの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。</li> <li>・ヤマドリの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。</li> <li>・カルガモの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。</li> <li>・マガモの肉について、県北、いわき地区において自家消費を控えるようお願いしています。</li> <li>・ニホンジカの肉について、県中、県南、会津、南会津地区において自家消費を控えるようお願いしています。</li> <li>・ノウサギの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。</li> </ul> <p>上記以外についても、野生動物の自家消費は慎重な対応をお願いしています。</p>		

### 3 国からの指示の状況

- ・イノシシの肉の摂取制限  
 県北地区(23/11/25～)、相双地区(23/11/9～)
- ・イノシシの肉の出荷制限  
 中通り 県北地区(23/11/25～)  
 県中、県南地区(23/12/2～)  
 会津 会津、南会津地区(25/7/5～)  
 浜通り 相双地区(23/11/9～)  
 いわき地区(23/12/2～)
- ・ツキノワグマの肉の出荷制限  
 中通り 県北、県中、県南地区(23/12/2～)  
 会津 会津、南会津地区(24/7/27～)
- ・キジの肉の出荷制限  
 県内全域(25/1/30～)
- ・ヤマドリ肉の出荷制限  
 県内全域(24/11/13～)
- ・カルガモの肉の出荷制限  
 県内全域(25/1/30～)
- ・ノウサギの肉の出荷制限  
 県内全域(25/1/30～)

### 4 今回の測定結果(鳥獣の種類別)

#### イノシシ

No.	方部	捕獲地点	メッシュ番号	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム)Bq/kg
1	県北	桑折町	B641	R2.9.13	R2.10.15	110 *
2	県中	須賀川市	E732	R2.9.22	R2.10.15	検出せず <6.8(134Cs)<6.5(137Cs)
3		浅川町	E434	R2.9.6	R2.10.15	12
4	県南	矢祭町	E232	R2.9.1	R2.10.15	検出せず <6.6(134Cs)<5.7(137Cs)
5			E232	R2.9.7	R2.10.15	検出せず <6.9(134Cs)<6.4(137Cs)
6	相双	相馬市	B473	R2.9.18	R2.10.15	41
7			B562	R2.9.21	R2.10.15	31
8			B562	R2.9.27	R2.10.15	22
9			B562	R2.9.28	R2.10.15	63
10		南相馬市	B472	R2.8.31	R2.10.15	220 *

#### ツキノワグマ

No.	方部	捕獲地点	メッシュ番号	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム)Bq/kg
1	県北	福島市	B422	R2.8.28	R2.10.15	140 *
2			B433	R2.8.31	R2.10.15	150 *
3	会津	柳津町	A154	R2.8.31	R2.10.15	16

\*は、Cs(セシウム)2核種合計が食品衛生法における一般食品(肉)の国の新基準値100Bq/kgを  
 超えているもの。  
 メッシュ番号を記載した鳥獣保護区等位置図を、県自然保護課のホームページで公開しています。